植木剪定 お申し込み方法

お申し込み方法

① 植木剪定作業のお申し込みは、下記の要領で往復はがきでのお申し込みとさせていただいております。

電話、Fax、電子メールによるお申し込みはできません。

② お申し込みは一つの作業現場(三鷹市内に限る)で1回分の受付のみとなります。ご 自宅と別に所有しているアパート、借家等での作業をご希望されるお客様の場合は、ひ とつの現場につき1回分のお申し込みが可能です。

往復はがきく往信>表面の記入例

郵便往復はがき

〒181-0004 東京都三鷹市新川 6-35-16 公益社団法人 三鷹市シルバー人材センター 植木班 宛

往復はがきく往信>裏面の記入例

お客様の お名前 お客様の ご住所 お客様の お電話番号(注 1) 作業希望時期(年月)(注 2)

往復はがきく返信>表面の記入例

(表の返信あて先) お客様のご住所、お名前をご記入ください。 裏面には何も記入しないでください。

- (注 1) ご自宅のお電話とあわせて携帯電話、お勤め先など平日昼間にご連絡のとれる 番号をお知らせください。
- (注 2) 下記の「お申し込み時期と作業時期について」をご覧ください。

お申し込み時期と作業時期について

- ① 作業希望時期は、日にち、曜日、上旬・中旬・下旬等のご指定はできません。
- ② 作業のご希望時期は翌年中までとさせていただきます。翌々年の作業をご希望の方は、 お客様で申し込み時期を調整くださいますようお願いいたします。
- ③ 当センターからの返信はがきは、受付完了をお知らせするもので、作業時期の決定をお知らせするものではありません。ご依頼が集中する時期(特に 10 月から年始にかけて)や天候などの影響により、早めのお申し込みのお客様でも時期を前後させていただくなど、ご希望に添えない場合もございます。
- ④ その年の状況にもよりますが、7月中旬以降のお申し込みでは年内の作業受付は「キャンセル待ち」が予想されます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

当センターで引き受けられない業務

- ① 樹木の消毒(薬剤散布)については法令の規制により三鷹市シルバー人材センターではお受けできません。
- ② ツバキ、サザンカ等にチャドクガが発生している場合、その剪定、伐採はお受けできない場合があります。
- ③ 5 メートル以上(概ね一般的な家屋の 2 階の屋根を超える高さ)の高木についての作業は、原則としてお受けできません。
- ④ その他、当センターの会員にとって危険な作業についてはお断りする場合があります。 当センターで引き受けられない業務については、一般の造園業者にご相談ください。 なお、当センターでは、業者の紹介は行っていません(詳しくは事務局担当職員まで)。

料金について

- 1日7時間あたりの作業量(1人工)…17,610円からとなります。
 - (注) 原則として2名以上の会員で作業を行います。
- ① 作業の1か月前を目途にお打ち合わせ、お見積りをさせていただきます。
- ② お客さまのご要望(ごみ処分の有無を含む)等をもとに、見積金額(総額)を提示させていただきますのでご検討ください。
- ③ 伐採などにより処分量が多く見込まれる場合や調達を要する材料を使用する場合には、 実績に基づいてご請求させていただきます。